

岩崎卯一の社会学的憲法論

官 田 光 史

はじめに

岩崎卯一（一八九一—一九六〇年）が本学第一七・一九・二〇代学長を歴任し、「関大ルネッサンス」を提唱するなど、本学の発展に多大な功績を残したことは言を俟たない^①。社会学者としての岩崎も、コロンビア大学留学時代の恩師・ギディングスをはじめとする社会学者の文献案内『社会学の人と文献』の刊行や、理論社会学・歴史社会学・実践社会学の三部門による社会学体系化の構想、法社会学・国家社会学に関するユニークな研究が高く評価されている^②。その岩崎が大日本帝国憲法に関心を有していたことは、ほとんど知られていない。

一九三五年、岩崎は社会学的見地からの憲法論として『日本憲法の社会学的理解』『日本憲法の現実科学的把握』を発表した。とくに前者は田辺元、牧野英一、田中耕太郎、末弘厳太郎、高柳賢三、広瀬嘉雄、中川善之助、安田幹太、木村亀二らに評価され、彼は田辺、西田直二郎に推されて『日本文化大観』中、「政治」「法制」「社会」の執筆を任された^③。『日本文化大観』は、日中戦争期の一九三八年に二年後の紀元二六〇〇年を記念すべく編纂が開始された、国家的プロジェクトである（実際は一九四二年に「第一巻 歴史篇上」のみ刊行）。

岩崎の憲法論については、多元的国家論の理解者として彼を評価する大塚桂氏の研究のなかで言及されている程度

である。大塚氏は『日本憲法の社会学的理解』を「国家は有機体であり法人であり統治権の主体を認めながらも、国家には意思がなく天皇という自然人をもつて統治の源、主体であるにとらえるのである」と整理し、同書以降の岩崎の知的営為を「いくら欧米のリベラルな学風を身につけてきた岩崎であったとしても、愛国精神なり天皇に対しての忠誠心なりは、はなはだつよいものがあつた」と総括している⁴。そうであるなら、「天皇制ファシズム国家の国定版文化論・文化史」と評される『日本文化大観』への参加も、自然な流れということになるかもしれない⁵。しかし、ここで見逃せないのは『日本憲法の社会学的理解』の初出が一九三一年（政治史的にみれば政党内閣期）であつたことである。このとき、同書は「社会統制と日本憲法」として『社会統制理論の研究』に収録されていた。大塚氏も『日本憲法の社会学的理解』の初出が一九三二年（正しくはその一年前）であることに触れてはいるが、岩崎の憲法論を一九三五年（政党内閣崩壊後）の言説として分析している感は否めない（テキストとしても『日本憲法の社会学的理解』を用いている）。

そこで本稿では、一九三一年の時代状況を踏まえて岩崎の社会学的憲法論を理解することに取り組む。そのうえで戦時期の『日本文化大観』への参加を捉えなおすとともに、敗戦直後の日米憲法の比較にも触れたい。

一 「八洲民生」の発見

『社会統制理論の研究』の「序文」によれば、一九二一年のアメリカ留学からの帰国後、学界の雰囲気は「潮のやうな独逸社会学の底流」を見出していた岩崎は、「進んで日本社会学界の主潮流に順応しようと努め」、「専ら独逸社会学の領域を彷徨して今日にいたつた」。そうしたなかで「最近再び米仏社会学を顧みる機会を得」て、「十一年前コロムビア大学の学窓にあつたとき、構想してゐた日本国家と政治との研究を、今日もつところの社会学上の知識によ

つて、再び吟味したい衝動に駆られはじめた。その結果として、未定稿や新稿をまとめたものが本書であった。⁽⁶⁾このうち、「この著書の中枢部分をなす」とされる第二篇についてみると、第一章「社会統制の本質」、第二章「社会統制の諸形態」、第三章「社会統制と日本憲法」の末尾には、それぞれ「大正十(一九二二)年十月執筆、昭和六(一九三二)年八月字句のみ訂正」「大正十二年八月執筆、昭和六年八月補正」「昭和六年九月執筆」とある。⁽⁷⁾

「社会統制」というと、「言論統制」「統制経済」といった戦時期日本の政策用語が想起されるかもしれないが、それは各章の執筆時期からも早計である。岩崎は「社会統制の本質」のなかで動物の群れや「原始社会」「文明社会」に「統制力」を見出す。それは「文明社会」の場合、現代人が服従せねばならない「国家」や「宗教」の力をさしあたり意味した。しかし、「国家統制と宗教統制との外に、現代人は更に他の有力な統制力に服する運命をもつやうになつた」。それは「経済王国の統制力」であり、「経済王国が、社会統制力の根源として、その地歩をかため、国家や宗教に対立し、さらにこれらを凌駕しようする氣勢を馴致しだしたのは、産業革命後、資本主義経済組織が根を張つてから」であった。⁽⁸⁾つまり岩崎は、人間が従うことで社会に秩序をもたらす一種の規範として「社会統制力」という言葉を用いている。こうした議論は彼自身も「社会統制の本質」の執筆」当時わたくしは、ギディングス社会学の圧倒的な影響下にあつたため、所論の骨子は、ギディングスの学説を無条件的に肯定してゐたあとが眼につく」と認めているように、アメリカ社会学の影響を受けたものであつた。⁽⁹⁾

そのような意味での「社会統制」と憲法を結び付けたのが「社会統制と日本憲法」である。岩崎がフランスの社会学者、E・デュルケームの方法論に倣つて憲法を研究対象としたこと、憲法といつても単に条文ではなく、「告文」「憲法発布勅語」「憲法発布前文」「本文」の分析に取り組んだことは大塚氏が指摘するとおりである。このうち、告文(天皇が皇祖皇宗に憲法と皇室典範の制定を報告したもの)、憲法発布勅語、憲法発布前文(上諭)は「三誥」とも呼ばれ

る。国体学者の里見岸雄によれば、「三誥」の重大さにもかかわらず「三誥を重視する諸家」は田中智学（国柱会の創立者、里見の父）、寛克彦（法学者）、岩崎くらいであった。¹¹ここでは岩崎における告文の取り上げ方に注目したい。

正直に告白せんか、私は社会学を専攻し始めてより今日にいたるまで、社会学に於て最も多く使用する *Gemeinschaft* なる独逸語の日本的表現に悩みつゝあつたのである。社会学者の多くは、これを犠牲国家、共同社会または共同体と称呼してゐる。されど、これ等は悉く、翻訳臭味余りに濃厚にして、日本社会を現に体験する私の胸を搏つ力に欠けてゐる。斯かる際、日本の社会学者一般が、殆ど寓目せざる憲法の「告文」に、民生の文字あるを発見し、永く探求して止まざりし目的物を、把握したるが如き観を禁じ得ない。「中略」此文字が、何れの原典より抽出せられたるかを明にし得ざるも、ギディングスの謂ふ *component society*（余は今までこれを生成社会と訳して来た）に最も近き日本語にあらずやと思ふ。¹²

「民生」は告文に「宜ク皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲（皇室典範と憲法）ヲ成立シ条章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ永遠ニ遵行セシメ益々国家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス」という形で現れる。その岩崎における発見で注目すべきは、天皇が幸福を図る「民生」を介して、F・テンニエスの「共同社会」とギディングスの「生成社会」の接続が図られていることである。

もともと岩崎はテンニエスの「共同社会」「利益社会」とギディングスの「生成社会」「組成社会」に類似性を感じていた。そのことを岩崎は「彼（テンニエス）の社会基本関係の分類、即ち共同社会と利益社会との分類と略同様なものが、彼より少し遅れてギディングスより、全く別個の見方から構成せられてゐる」、「思ふに偶然の一致であらう」と述べている。岩崎に整理によると、「ギディングスは其の「社会原理」（一八九六年）の中に、社会の構成を生

成社会 (component society) と組成社会 (constituent society) とに分類した。前者は血縁地縁の如き有機的紐帯に基く基礎的社会であり、後者は分業の如き目的縁に基く派生的社会である。前者は総合的であり、後者は分化的である⁽¹³⁾。ギディングスは「アメリカの州は合衆聯邦国を合成(生成)する」、「近代庶民社会はかくて二重及び三重に、また多くの場合三重以上に複合されているのである」と述べているように、国家に「生成社会」としての側面も見出していた⁽¹⁴⁾。このギディングスの「生成社会と組成社会との分類」について、岩崎は「教授の学説中最も重視すべき卓見であつて、〔中略〕何時までも光を放つものだと認められてゐる」といふ⁽¹⁵⁾。

ところで、岩崎が「民生」をギディングスの「生成社会」に「最も近き日本語」というとき、「民生」だけでは条件を十分に満たさない。ここで重要になってくるのが、「民生」に係る日本の美称である「八洲」であつた。

而して之には「八洲」なる地縁的形容詞が附加されてゐる。此処に謂ふ八洲とは、勿論八つの洲といふ地理学的領域を表示する文字であるが、それはまさしく地理学的であると同時に歴史的存在である。皇祖の太古より、皇宗の歴代を通じ、現代にいたるまで、われ等の祖先の住み且つわれ等も亦住みつつある神洲として、其処に存在する歴史的存在なる八洲である。かるが故にこそ日本人は、血縁と地縁とにより歴史の長き過程に結合したる純粹なる共同社会人であり、更に適確に言はんか、そはまさしく民生社会の人である。顧れば、斯くの如き歴史と社会關係とに恵まれたる国と人間とを、今日欧米諸国の那辺に見出し得るであらうか⁽¹⁶⁾。

この件だけを取り出せば、「八洲民生」の発見は岩崎によるナショナルな語りとして片付けられてしまふのである。「血縁と地縁」もただの飾りとみなされるだろう。しかし、その発見と「民生社会」の造語はアメリカ社会学の知見に基づくものであつた。

問題は、なぜ岩崎が告文に「民生社会」の存在を見出したかである。そこには岩崎の現実政治の把握が作用してい

る。學術論文であるはずの「社会統制と日本憲法」のなかには、「最も憎悪すべきは「告文」及「勅語」に示現せられたる天皇の立法意志を全然無視し、憲法の条文を政権争奪の便宜に應じて曲解し、階級的利欲を充足せんとする徒輩である。彼等は正に乱民賊子として徹底的に糾弾さるべきである」という政治批評が混入している。¹⁷⁾岩崎は当時の第二次若槻次郎内閣の与党・民政党や野党・政友会の政党政治家たちを批判しているのである。それは、彼らが財閥や資本家といった支持者の「階級的利欲」を満たそうとしているからであった。

そのような「階級的利欲」の追求の先に待っているかもしれないのは、革命である。岩崎は一九二六年に社会政策の流行を分析した評論を発表している（『社会統制理論の研究』の第三篇にも第二章として収録）。そのなかで、「十年ほど前までは、革命の語を耳にするとき直覚的に只仏蘭西命革¹⁸⁾のみを聯想したものであ」ったが、「意外にも私達の眼前で、世界¹⁹⁾においてに二大帝国が、惨らしい革命を如実に体験」したという。いうまでもなく、第一次世界大戦中に発生したロシア革命（一九一七年）とドイツ革命（一九一八年）のことである。「とくに、前者における革命の悲惨、革命過程の残酷さは、これを見聞する丈けでも戦慄に価します。〔中略〕最近にいたつて、憂国の志士達の言はれるところを聞くと、わが国の人心も、尠からず、これ等の革命事象に影響され、且つ動揺して来たさうであります」¹⁸⁾。岩崎が労働運動に関与していたことは、しばしば指摘されるところである。¹⁹⁾このなかの「憂国の志士達」とは、彼周辺の労働運動関係者を指すだろう。日本においても革命がまったく荒唐無稽とはいえないなかで、「民生社会」という概念は政権争奪や階級闘争のない理想の社会のあり方として創造されたのである。

二 『日本文化大観』への参加

では、岩崎は「民生社会」という概念を『日本文化大観』にどのように反映したのだろうか。岩崎は一九三八年

一〇月から翌年一月にかけて文部省から皇紀二六〇〇年記念祝典事業の一環としての『日本文化大観』の編纂を委嘱され、毎月上京し、文部省で編纂事務にあたった。²⁰⁾ また、一九三九年二月から一九四四年八月にかけては内閣から日本文化大観編輯会委員に任命され、『日本文化大観』全三巻のうち第三巻現代篇の「日本の政治、法制、社会」を執筆した。しかし、その脱稿後の原稿は文部省の日本文化大観編輯所で保管されていたところ空襲により焼失したため、刊行されるには至らなかった。²¹⁾

この間、岩崎は政治学者で東京帝国大学法学部教授の矢部貞治の日記に登場する。一九三九年一月二〇日、矢部が学内の山上御殿で昼食をとっていると、法学部長の穂積重遠が現れて矢部に岩崎を紹介した。『日本文化大観』の監修者の一人である穂積は、アメリカ留学時代の一九一六年に岩崎と知り合っていたから、岩崎と矢部の専門が近いと考えて二人を引き合わせたのだろう。三人はそのまま矢部の研究室に行つて長話をした。岩崎について、矢部は「感じのいい、人だが、文部省の仕事をしてゐることを吹聴してゐるシムプルな人だ。大串〔兔代夫、『日本文化大観』の編纂者の一人〕のことなどもしきりに言ふし、蓑田胸喜〔原理日本社・帝大肅正期成同盟〕なども識つてゐるらしい」とも記している。岩崎は田中耕太郎にも会いたいと言ひ、田中も矢部の研究室を訪れた。²²⁾ 矢部との関係が複雑な大串や、敵対的な蓑田と接触があつたためか、岩崎に対する矢部の印象はよいとはいえない。もつとも、この日記の記事から、岩崎が『日本文化大観』に携わるなかで東京にも幅広い人脈を築いていたことは確かだろう。

岩崎の「日本の政治、法制、社会」の原稿がどのようなものであつたかは、彼や辻善之助、大串といった関係者の旧蔵資料（関西大学図書館所蔵「岩崎卯一文庫」、東京大学史料編纂所所蔵「辻善之助関係史料」、国立国会図書館憲政資料室所蔵「大串兔代夫関係文書」）などによつて、ある程度うかがうことができる。

まず「日本の社会（暫定案）」という冊子について。²³⁾ 同綴の原稿の表紙に「文部省教学局の管理のもとに、企画さ

れた『日本文化大観』の原稿執筆者の一人としての岩崎卯一が昭和十三年十二月に執筆した第一稿、これを謄写して文部省に提出した」とあることから、「日本の政治、法制、社会」中、「社会」の最初期の案といつてよいだろう。その「二、家族制度を基調とする日本人の社会生活」において、岩崎は「国民共同体としての日本は大中小の家族形態を以て聯関せられたる統一団体である」と規定する。このうち、「大家族」は「惟神の大道を履踐し給ふ天皇の統治せられる大八洲なる日本国土に生を享け大和民族なる血縁的名称と之に伴ふ一体觀念とに依り共属意識を分有する日本人全部を指す」。その「中心若くは宗家たるは万世一系の皇室である」。そして「天皇の統治下に生を営む臣民一般は憲法發布の「告文」にて表現されたる「八洲民生」であり肇国以来天業を翼賛し光輝ある国史の成跡を貽したるものである」⁽²⁶⁾。

この「大家族」は「民生社会」と同義といつてよい。ここには「社会統制と日本憲法」の主張がかなり明瞭に表現されている。しかし、この次の段階の案と思われる「大串兎代夫関係文書」所収の「社会」という冊子は、「第一篇日本の社会運動」⁽²⁷⁾「第二篇 日本の社会事業」から構成されており、編纂方針が変更されたのか、内容的に別物となっている。ただし、第一篇には「我が国の社会運動は、〔中略〕単なる経済上の利害を調整せんとするにもあらず、徒に政治上の権利を確保せんとするにもあらず、濫に思想上の企劃を實現せんとするにもあらずして、全く我が国民生活の一部に見出される社会上の不正不義を排除することに依り、一君万民の肇国理想を顕揚せんとするものである」という記述がある⁽²⁸⁾。これは日本を「大家族」⁽²⁹⁾「民生社会」と捉える暫定案の発想を前提としているといえるだろう。

次に「日本の政治体系（暫定案）」という冊子について⁽²⁹⁾。やはり同綴の原稿の表紙に「文部省の管轄『日本文化大観』の原稿執筆者の一人としての岩崎卯一が、昭和十三年十二月（十四日から十八日まで）に、『日本の政治体系』⁽³⁰⁾の第一稿を執筆し、謄写したものとあることから、「政治」の最初期の案といつてよい。その「二、帝国憲法に其一表

現を見出す統治の洪範」には、次のように述べられている。

帝国憲法は国家の丕基を鞏固にし八洲民生の慶福を増進せんとす 皇祖皇宗の遺訓を明徴にす可く畏くも 明治天皇に於て欽定せられ、内には肇国以来維持せられし統治洪範の遵守を 皇祖宗の神靈に祈願せられ、外には臣民翼賛の道を拈め給ひしものにして、此事は「憲法三詔」なる我国最高の公文書に於て表現せられてゐる。³⁰

ここにも「社会統制と日本憲法」の主張が表現されている。岩崎は「民生社会」の根柢となる「八洲民生」を引用して、天皇統治の規範を説明しているのである。

この次の段階の案と思われるのが、大串文書所収の「政治」という冊子である。複数の書き込みがあるので、大串が『日本文化大観』の編纂者として岩崎案の確認に用いたもののものである。その「第一篇 日本の政治」「第一章 典憲を中心とする政治」には、次のように述べられている。

上 皇祖 皇宗及び 皇考に祈誓し給ひし典憲制定の御告文と、下方民に賜ひし憲法発布の勅語とは、〔中略〕肇国の初に当り日星の如く昭かなる君臣の大義と歷朝の遺訓たる統治の洪範とを時代の進運に適應して紹述し、国家の丕基を鞏固にし八洲民生の慶福を増進せんとすの叡慮を述べさせ給ひしものである。斯くして万古不磨の大典としての皇室典範と帝国憲法とは、諸外国の典憲成立に於て屢々見るが如き抗争の一片だに經驗することなく、万民歓呼、億兆感激の裡に欽定せられたのである。³¹

諸外国の憲法などの制定過程との比較が加味されている点を除いて、暫定案と大きな違いはない。ここで注目すべきは、この記述に対して大串がとくに手を加えていないことである。

一九三五年に美濃部達吉の天皇機関説が政治問題化した際、大串は天皇主権説の系譜に位置する立場から機関説を批判した。大串は「我が国に於ける憲政は専政主義の制限の為に在るのではなく、明治維新に於いて専政主義が倒

れ、国民平等の理想政治として立憲主義採用の方針が決定し、この理想政治の根柢が三千年来の天皇政治に認められて居た訳であ」と主張する。ここでは日本の憲法が外国の憲法と異なり、天皇（君主）の権力を制限するものではないことを歴史的に説明しようとしている。そしてこの主張の根柢を告文に求めるのである。大串は「憲法の告文に於て表るゝところを見ましても」と断つたうえで、「第一 皇祖皇宗の遺訓を明徴にするために憲法が設けられたこと」「第二 世局の進運に膺り人文の發達に随つて憲法が設けられたこと」が「明らかである」という。そして、「人民の生活（民生）の慶福を増進することが古來我が 天皇政治の内容であり、かゝる内容が明治時代に於て世局の進運に伴ひ、人文の發達に随つて表現されたものが我が国の立憲制度であ」と訴える。だからこそ、「国家法人説（天皇機関説）をめぐる論争に於て、宛かも封建君主に於けるが如く、天皇の権力の憲法による制限非制限が問題となつたことは、かゝる歴史より見て甚だ遺憾なこと」なのであつた。⁽³²⁾

このようにみえてくると、岩崎の社会学的憲法論のほうから大串らの天皇主権説に接近していったように思えるかもしれない。しかし、そもそも岩崎は一九三一年の「社会統制と日本憲法」の段階で天皇主権説（上杉慎吉）と天皇機関説（美濃部）のいずれにも与していなかった。⁽³³⁾ それよりも重要なのは、一九三五年の『日本憲法の社会学的理解』の「序」において、岩崎が「故上杉慎吉博士の著『国体憲法及び憲政』大正五年刊行に述べられし「告文」及び「憲法發布勅語」の前学問的解釈との対比に於て私見の特色を見出さるれば幸甚である」と自信をのぞかせていることである。⁽³⁴⁾

上杉の『国体憲法及憲政』を確かめると、告文などに触れている論文として「憲法制定ノ趣旨」がある。そのなかで上杉は、「憲法の制定、とくに帝国議會の創設によつて」新ラシイ制度ヲ採用セラレタケレトモ、此ノ制度ヲ採用セラレタル根本ノ精神ニ至ツテハ少シモ新ラシイコトハナイ、〔中略〕歴代ノ天皇力常ニ日夜考ヘテ居ラレタコトニ

過キナイ」と主張する。そして、その根拠を「告文」「憲法発布」勅語」「憲法発布」前文」に求めて、自分の主張を「分り切ツタコト」とまで言い切る。しかし「此ノ趣意カ世ノ中ニ徹底シテ居ルナラハ〔中略〕政治運用ノ局ニ当ル者カ斯様ナコトハシマイト思ハルコトカ沢山アルノテアル」として現代政治を嘆くのである。³⁵この論文の初出（一九一五年四月、第二次大隈重信内閣期）時点の天皇主権説にとつて、告文などは憲法学のテキストというよりも現代政治批判の材料として扱われていたのであった。そのことを岩崎は「前学問的解釈」と称しているといえるだろう。したがって、告文などの研究対象としての価値に気付いたのは、大串らの天皇主権説より岩崎の社会学的憲法論のほうが先であったといえるかもしれない。そしてその基底には、アメリカ社会学の知見が存在していたのである。そうであるなら、『日本文化大観』の「政治」を単に天皇主権説、さらにはファシズムに引き付けて理解することは妥当ではないだろう。

三 日米憲法の比較

では、岩崎は社会学的憲法論の立場から敗戦という事態をどのように受け止めたのだろうか。岩崎は一九四五年一〇月二四日より法学部二年生向けに「日米憲法政治の比較研究」と題した講義を行っている。この講義が始まったのは、一〇月一日にマッカーサー元帥が幣原喜重郎首相に「憲法の自由主義化」を示唆し、二五日に憲法問題調査委員会が設置されたところであった。ここでは、その講義ノート（岩崎の自筆原稿）を検討したい。³⁶

岩崎の基本的な問いは、「君主主義が不動の国是として採用せられたる日本の憲政に於て、官僚又は軍閥の独裁時には専制が議会の内外に於ける諸政党を始として国民の各方面より絶えず強く非難を浴せられつつあるに拘らず、天皇の独裁又は専制を認識する者だに殆どあらざるは、抑々何に原因するであらうか」ということにある。君主主義の

もとの官僚・軍部の独裁政治が天皇の独裁政治と認識されないのはなぜかということである。ここには当然、約一年前までの東条英機内閣期の政治が念頭に置かれていただろう。東条の強権的な政治が天皇の独裁政治と認識されなかったのはなぜか。「此の原因を単に皮相的に觀察する者」は、憲法第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」による「天皇不答責任制」や刑法第七四条の「天皇に対する不敬罪」によって「天皇の君主主義的政治に対する諸政党乃至国民一般の自由なる判断が表面に現出せずと速断するならん」。しかし、「日本の有識者多数」は「天皇が其の統治権の総攬に当りて、如何なる場合にも、独断を以て政務其他を行はせ給ふ事なく、常に又必ず、憲法上の統治諸機関をして行はしめられるか、又は此等の翼賛を通じて行せ給ふ事を知つてゐる」。

その根拠として挙げられるのが、やはり「三詔」中の憲法発布勅語、憲法発布前文（上諭）なのであった。「明治天皇が臣民の協力輔翼を以て其の統治を総攬せんとし給ふ大御心」は、憲法発布勅語の「惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝国ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ」と「朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉体シ朕カ事ヲ奨順シ相与ニ和衷協同シ」、上諭の「又其ノ翼賛ニ依リ与ニ俱ニ国家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ」に「明瞭」なように、「天皇の統治と臣民の翼賛とも亦全く不可分なるものとして觀念せられてゐる」。『日本文化大観』の「政治」を想起すれば、「八洲民生」的世界觀の継続を確認することができらるだろう。そして、岩崎は「明治天皇が立憲政治を採用し給ひし真の動機は、天皇統治権の総攬に対する臣民翼賛の方法を成文法の形態に依り示し、以て天皇と臣民との和衷協同の精神を統治の面に於て実現するにある」と主張する。さらに「此の方針を以て、日本的に解釈せられたる、従つて米国的に理解せられる所より稍異なる意味よりの民主主義化とも之を呼称する事が一応許容せられるとせば」と条件を付したうえで、「日本の君主主義的政治の民主主義化は、次の諸点に於て、最も明瞭に自己の特徴を現はしてゐる」として「立法」「行政」「司法」の三点を列挙するのである。

「君主主義」の「民主主義化」とは何か。「司法」については天皇が「現実の裁判は之を全部才判官に委任し」ていることなどを確認するにとどまるが、「立法」と「行政」ではアメリカとイギリスを引き合いに出している。

まず「立法」について。「天皇は、帝国憲法第六条の規定する所に抛り議会の協賛を経たる法律案を裁可する大権若くは否認する大権を有し給ふに依り、仮令帝国議會を貴衆両院共に満場一致通過したる法律案と雖も、天皇は自由に否認の大権を行使して、該法律案を無効ならしむる事が出来る」。「然るに、憲法政治が施行せられてより約半世紀の長きに亘り、明治天皇大正天皇及び現在の天皇の何れも、未だ一度も斯くの如き否認大権を現実に行使し給ひたる記録有せず、此点では天皇と議會との間には勿論、議會と政府との間にも政治的紛議が生じたる事実がない」。これを岩崎はアメリカよりも先進的と捉える。「聯邦議會の通過したる法律案と雖も、自己の意に満たざるものある場合に、大統領は該法律案に異議書を添へて議會に還附して所謂否認権を行使し得るに止まらず、現実にも屢々之を行使する。このような「米国の事例に比する時、日本の天皇の立法大権行使は、法上は兎に角、現実には遙に民主主義的なりと判断されねばならぬ」。

次に「行政」について。天皇は憲法第五條第二項に定められているように「法律勅令其他國務に関する詔勅には必ず國務大臣の副署を必要とする」。したがって「天皇の國務大権は、事実に於ては天皇を常時輔弼する憲法上の責任を有し、且つ國務に関する詔勅に副署する義務をも有する國務大臣に依り代行せられ來つたのである」。また、「内閣総理大臣の選任に当りても、天皇は独断之を決し給ふ事なく先づ内大臣に此事を御下問あり、次に其の奉答に基き嘗ては元老の一人乃至数人をして、最近にては前首相の資格ある重臣等の協議を経て推薦せられたる特定の候補者に對してのみ首相の印綬を授け給ふのが慣例である」。「實際に、過去半世紀の日本政治史上、首相たりし者としては、軍部・官僚・政黨の各首領の名を多数発見するに拘らず、其の何れも元老又は重臣に依り天皇に推薦せられ且つ其の

儘天皇に依り聽許せられたる者のみである」。これを岩崎はイギリスと同質的と捉える。「天皇は近代英国政治史上に於ける英吉利王と同じく首相任命と言ふ至急の國務に關し只管臣下の言に聽、自己の意志のみに依り聖斷を下し給はぬのが現実である」。

このように、敗戦直後において岩崎は大日本帝国憲法のもとで「君主主義」の「民主主義化」は進展していたのであり、憲法改正を行わずとも「民生」の幸福を図ることは可能であると認識していたのである。

おわりに

一九三一年、社会学者としての岩崎はアメリカ社会学の知見に基づいて、憲法と皇室典範の告文中の「八洲民生」から「民生社会」という概念を創造した。そこでは革命が必ずしも荒唐無稽とはいえないなかで、政権争奪や階級闘争のない理想の社会が意図されていた。この概念は、戦時期に皇紀二六〇〇年記念祝典事業の一環として編纂が進められたものの刊行には至らなかった『日本文化大観』の「政治」にも反映された。したがって、『日本文化大観』の「政治」を単に天皇主権説やファシズムに引き付けて理解することは妥当ではない。さらに岩崎は敗戦という事態に向き合っても、憲法改正を行わずに「民生」の幸福を図ることは可能であると認識していたのである。

ところで、『大阪新聞』は一九四五年一〇月二二日から二四日付にかけて、岩崎に対する一問一答形式のインタビュー記事「憲法改正問答」を掲載している。³⁷ そのなかで岩崎は「こんどの憲法改正はその〔天皇の〕大権を〔議会に〕御委託される範圍を拡めることに重点が置かれ、この線にそつて憲法は改正されるだろう」と見通す一方、「憲法第一条〔大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス〕は改正の余地は全然ない」と断言している。第一条の改正、すなわち統治権の改変が否定されるのは、国民が「到底理解し得ないところであり、承諾することの出来ないもので

ある」からであった。ここで「日本国民の 天皇に対する感情」を推し量るために持ち出されるのが、江戸時代の御蔭参りである。「交通不便な当時において遠くは陸奥の果てから、九州の片田舎から親戚縁者と別れの水杯までやつて伊勢詣りをしたのをどう解したらよいのであるか」。このような「天皇の御祖先たる伊勢の大廟」に参拝する国民は、「社会統制と日本憲法」で描かれた「血縁と地縁とにより歴史の長き過程中に結合したる純粹なる共同社会人」「民生社会の人」として認識されているといつてよいだろう。

順番が前後するが、インタビュ어의冒頭で岩崎は「アメリカほど徹底した自由主義、民主主義ではないにしても、わが国の憲法は自由主義、民主主義を多分に含んでゐるのではないか」という問いに対して、次のように答えている。

天皇機関説によつて学園を追はれ、過激な憲法論者と見做されてゐた美濃部博士が憲法を改正するには及ばぬと
こんどは世人の予想を裏切つたやうにいつてをられるのは、わが国の憲法はすでに自由主義、民主主義を多分に
含みこれが解釈や運営を誤られてゐたから自由主義や民主主義を確立するため憲法を改正しなければならなくな
つたのであつて、わが国の憲法が従来その解釈や運営を誤らなかつたならば自由主義や民主主義をとり入れるた
め殊更憲法を改正する必要はなかつたといふのである、それほど日本の憲法には自由主義、民主主義的色彩が濃
厚なのである。

『朝日新聞』の同年一〇月二〇日から二二日付の朝刊において、美濃部は「憲法改正問題」を連載している。そこで彼が民主主義の実現は現在の憲法のもとでも十分に可能と唱へたことはよく知られている。最後の一文は、美濃部の意見なのか岩崎自身の意見なのか判然としない。美濃部は戦前・敗戦直後に憲法学の立場から憲法を「自由主義」「民主主義」的に解釈しようとしていた。岩崎も少なくとも彼の主観においては、やはり戦前・敗戦直後に社会学の立場から憲法を「自由主義」「民主主義」的に理解しようとしていた。だからこそ、岩崎において統治権の変更は不

要と認識されていたのであった。そのような意味で、岩崎は美濃部にシンパシーを感じていたのではないだろうか。

注

- (1) 岩崎の略歴は次のとおり。一八九一年 佐賀県に生まれる。一九一三年 関西大学専門部法律学科入学、一四年 弁護士試験に合格、一五年 関西大学卒業、米國留学(コロンビア大学のF・H・ギディングスに師事、同大からドクター・オブ・フィロソフィーの学位を授与)、二一年 帰国、関西大学教授、三四年 法文学部長、四七年 学長(五三・五六年からと合わせて三期)、六〇年死去(岩崎卯一博士自叙年譜並に著作年譜)『岩崎卯一先生の追憶』関西大学雄弁会、一九六一年)。岩崎の評伝として、横田健一「岩崎卯一」(関西大学百年史編纂委員会編『関西大学百年史 人物編』関西大学、一九八六年)参照。
- (2) 川合隆男「岩崎卯一」(川合・竹村英樹編『近代日本社会学者小伝―書誌的考察―』(勁草書房、一九九八年)。
- (3) 岩崎卯一「重版序文」(『日本憲法の社会学的理解』甲文堂書店、一九三五年)二・五〇六頁、上林良一「学生と真情で接した希有的人 岩崎卯一先生」(『大学』KANSAI UNIVERSITY) 関西大学広報委員会、一九八九年) 四九頁。
- (4) 大塚桂「岩崎卯一と多元的国家論」(『多元的国家論の展開―原田綱・岩崎卯一をめぐって―』法律文化社、一九九九年、初出一九九七〜九八年) 一五七・一七四頁。以下、大塚前掲論文は本論文を指す。
- (5) 『日本文化大観』への評価は、宮地正人「日本文化大観」編修始末記―天皇制ファシズムにおける文化論・文化史の構造―(『天皇制と歴史学―史学史的分析から―』本の泉社、二〇一九年、初出一九九一年) 二七四頁による。宮地氏は岩崎執筆の「政治及社会」の主張を「日本社会に目的性を賦与させるかどうかは、「肇国」以来の日本の歴史的展開を天皇・皇室にかかわらせて、否より正確には、天皇・皇室とのかかわりを基軸として叙述しうるか否かにかかっている、ということになる」、「天皇制ファシズム国家はこの『日本文化大観』に見られるようにそれを実行しようとした」と評している(二六九頁)。
- (6) 岩崎卯一「序文」(『社会統制理論の研究』日本評論社、一九三二年) 二頁。以下、史料の引用にあたり、旧字体を新字体に改め、句読点を適宜補った。史料中の「」は、引用に際しての注記である。
- (7) 『社会統制理論の研究』序文三頁、本文一三四・一七八・二二八頁。
- (8) 岩崎卯一「社会統制の本質」(『社会統制理論の研究』) 一一四〜一二二頁。
- (9) 「社会統制の本質」一三五頁。ギディングスの社会学に関する研究として、上林良一「F・H・ギディングスの社会組成の概念

—多元的国家論の萌芽—(『関西大学法学論集』第四四卷第四・五合併号、一九九五年)、高木俊之「ゲマインシャフトとアソシエーション・テネンニス、ギディングス、マツキークヴァーにおける社会集団」(『東海大学紀要 教養学部』五二輯、二〇二二年) 参照。

(10) 大塚前掲論文一六八―一六九頁。

(11) 里見岸雄「帝国憲法の国体学的研究」(里見研究所出版部、一九三四年) 八五―八九頁。

(12) 岩崎卯一「社会統制と日本憲法」(『社会統制理論の研究』) 一九四―一九五頁。

(13) 岩崎卯一「社会学序説」(刀江書院、一九二八年) 一六五頁。

(14) ギディングス著・内山賢次訳『世界思想大全集』37 社会学原理(春秋社、一九二九年、一九二二年版・第三版の全訳) 一五三頁。

(15) 岩崎卯一「社会学の人と文獻」(刀江書院、一九二六年) 七八頁。

(16) 「社会統制と日本憲法」一九五―一九六頁。

(17) 「社会統制と日本憲法」二二―二三頁。

(18) 岩崎卯一「社会政策流行の原因と現状(一)」(『公民講座』一九二六年九月号) 五八―五九頁。

(19) 岩崎は一九二三年に国際労働会議の外務省事務を委嘱され、ジュネーブに出張していた。また、賀川豊彦や西尾末広らの開設した大阪労働学校にも出講していた(『岩崎卯一博士自叙年譜並に著作年譜』一九三頁、横田「岩崎卯一」四六四―四六五頁など)。

岩崎と労働運動の出会いについては、大塚桂「青年学徒岩崎卯一と社会運動」(『初期社会主義研究』第一三号、二〇〇〇年) 参照。

(20) 「日本文化大観」の関係者は次のとおり。【編修】河原春作(前文部次官)、【監修】辻善之助(東京帝国大学名誉教授、穂積重遠(東京帝国大学教授、和辻哲郎(同)、平泉澄(同)、西田直二郎(京都帝国大学教授、阿原謙蔵(教育学局企画部長、近藤寿治(教育学局教学官、小川義章(同)、【編纂】武若時一郎(内閣紀元二千六百年祝典事務局書記官)、宇井伯寿(東京帝国大学教授)、久松潜一(同)、藤懸静也(同)、諸橋徹次(東京文理科大学教授、大塚武松(維新史料編纂官)、矢代幸雄(美術研究所員)、大串兔代夫(国民精神文化研究所員)、河野省三(国学院大学長)、高橋俊乘(龍谷大学教授)、松尾長造(文部省宗教局長、藤岡継平(文部省嘱託)、岩松五良(文部書記官)、葛西千秋(教育学局部長、田中義男(教育学局書記官、志水義暉(教育学局教学官、石井勲(同)、【編纂・執筆】坂本太郎(東京帝国大学助教授、難波田春夫(東京帝国大学助手)、伊東多三郎(史料編纂官補)、白井二尚(京都帝国大学助教授)、高山岩男(同)、森谷秀亮(維新史料編纂官)、吉田三郎(国民精神文化研究所助手)、岩崎卯一(関西大学教授)、齋藤响(東洋大学教授、赤松俊秀(京都府嘱託。執筆者の担当は次のとおり。「古代ノ文化」坂本、「中世ノ文化」赤松、「近世

- ノ文化」伊東、「現代ノ文化（一）明治時代」森谷、「現代ノ文化（二）大正昭和時代」吉田、「日本文化体系」のうち「国家」白井、「政治・社会」岩崎、「経済」難波田、「祭祀及宗教・教学・芸術」斎藤、「軍事及国防」未定、「新日本文化」高山（『日本文化大観 編纂関係者』、国立国会図書館憲政資料室所蔵「大串兔代夫関係文書」一七七五）。
- (21) 「岩崎卯一博士自叙年譜並に著作年譜」一九四〇～一九五頁。
- (22) 「岩崎卯一博士自叙年譜並に著作年譜」一九一頁。
- (23) 『矢部貞治日記 銀杏の巻』（読売新聞社、一九七四年）二六八頁。
- (24) 矢部と大串は小野塚喜平次と上杉慎吉をそれぞれ師とするが、一九三五年三月、矢部は渡欧を控えて大串にO・ケルロイター、C・シュミットへの紹介を依頼している（源川真希『近衛新体制の思想と政治 自由主義克服の時代』有志舎、二〇〇九年、六九頁）。また、一九三八年二月以降、矢部は蓑田ら原理日本社からの攻撃を受けるようになっていた（井上義和『日本主義と東京大学 昭和期学生思想運動の系譜』柏書房、二〇〇八年）。
- (25) 岩崎卯一「日本の社会（暫定案）」（関西大学図書館所蔵「岩崎卯一文庫」所収「日本文化大観」第一篇）政治・法律・社会」L 13*二八九・一*五六。本史料は「辻善之助関係史料」にも含まれている（請求記号三四〇）。
- (26) 「日本の社会（暫定案）」二頁。
- (27) 岩崎卯一「社会」（大串兔代夫関係文書）一七二一）。
- (28) 「社会」三頁。
- (29) 岩崎卯一「日本の政治体系（暫定案）」（『日本文化大観』第一篇）政治・法律・社会」。本史料は「辻善之助関係史料」にも含まれている（請求記号三六一）。
- (30) 「日本の政治体系（暫定案）」三頁。
- (31) 岩崎卯一「政治」（大串兔代夫関係文書）一七三七）六頁。
- (32) 大串兔代夫「天皇機関説を論ず」（邦人社、一九三五年）一九～二〇頁。
- (33) 大塚前掲論文（一七二）一七三頁。
- (34) 岩崎卯一「序」（『日本憲法の社会学的理解』）四頁。
- (35) 上杉慎吉「憲法制定ノ趣旨」（『国体憲法及憲政』有斐閣書房、一九一六年）二七三～二七七頁。

(36) 岩崎卯一「日米憲法政治の比較研究」(岩崎卯一文庫)所収「法学演習「法科二年」」L I 3 *二八九・一*四四)。表紙には「但し諸教授との申合せに依り途中にて該講義を打切れり」とある。以下の引用は本史料による。各用語の英語・ドイツ語表記は省略した。

(37) 岩崎卯一「憲法改正問答 岩崎関大教授解答(上)」(『大阪新聞』一九四五年一〇月二二日付)。以下の引用は本史料による。

〔謝辞〕 本研究は、二〇二二年度関西大学若手研究者育成経費(個人研究)において、研究課題「戦時期日本の社会学的憲法論に関する研究―岩崎卯一を中心に―」として研究費を受け、その成果を公表するものである。